

平成 16 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名：株式会社 新生銀行
代表者名：取締役社長 八城 政基
(コード番号：8303 東証第一部)

訴訟に関する和解合意のお知らせ

株式会社イ・アイ・イーインターナショナル(以下「原告」といいます。)が北マリアナ諸島連邦サイパンの裁判所において再開していた当行に対する損害賠償請求訴訟(平成 16 年 3 月 9 日付「訴訟の提起に関する通知受領のお知らせ」および同年同月 23 日付同追補ご参照。以下「本件訴訟」といいます。)に関し、当行は、平成 16 年 5 月 23 日、原告およびその関係者との間で、本件訴訟その他日本国内外で現在係属中の訴訟にかかる全ての紛争について和解の合意に達しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件和解合意は、原告側が東京地方裁判所の許可ないし同意を取得することを条件としております。

記

1. 本件訴訟の再開から和解合意に至るまでの経緯

平成 16 年 3 月 8 日(米国東部時間)頃、原告のサイパンにおける代理人から、本件訴訟の呼出状(2004 年 3 月 3 日付)および第一修正訴状(2002 年 4 月 15 日付)の写しが当行のニューヨーク駐在員事務所(米国ニューヨーク州所在)に届けられ、その後、平成 16 年 3 月 23 日、上記と同一内容の呼出状および第一修正訴状の写しが、ヘーグ送達条約に基づき東京地方裁判所民事第 5 部を経由して当行本店に特別送達されました。

当行は原告主張に対し十分な反論を有していると考えており、適切な防御を行ってきました。しかしながら、本件訴訟その他今回和解の合意に達した全ての紛争は、旧長銀時代の事項に関するものであり、当行としては早期の解決が望ましいこと、また、日本国内外の複数の法域にわたる訴訟への対応に要する人的・物的負担が長期間継続する可能性等に鑑み、今般、原告およびその関係者との間で和解に関する合意をすることとしたものです。

今回の和解合意は、当行およびその現在および過去の役職員の責任を認めたものではありません。

2. 和解の内容

当行は、和解金 218 億円を原告の破産管財人に対して支払います。ただし、原告およびその関係者により和解条項が履行されることを条件として、その全額を平成 16 年 6 月 16 日のクローゼング日に支払う予定です。かかる和解条項の履行の一部として、本件訴訟その他当行と原告およびその関係者との間に存在する全ての訴訟の取下げが行われます。

3. 今後の見通し

預金保険機構、ニュー・エルティ―シービー・パートナーズ・シー・ヴィおよび当行との間で締結された平成 12 年 2 月 9 日付株式売買契約書の下で、当行は、平成 12 年 3 月 1 日以前の事実に関する訴訟により負担した費用に対する補償を含め、預金保険機構より訴訟に関連して一定の補償を受けることが可能となっております。かかる補償は、当該費用を含め特定の損失について当初の 50 億円を超える部分について行われます。当行は、50 億円全額の引当金を平成 13 年 3 月期に計上しております。当行は、上記株式売買契約書上は和解金額の全額が同補償の対象であると考えていますが、今回の和解に至る経緯に鑑み、このうち 44 億円については、同機構に補償請求することを差し控える予定です。一方、残額の 174 億円については、同機構に補償請求する予定ですが、同機構による補償の範囲または補償金額の支払手続に関して、今後同機構との間に紛争が発生しない保証はありません。

以 上